

一般競争入札の実施について

岐阜市東部クリーンセンターで発電した電力の売払いを、下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和2年12月7日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 岐阜市東部クリーンセンター発電所の余剰電力売払い
- (2) 予定売払電力量 23,567,000キロワット時  
(卒FIT電力として環境価値を持つ電力を含む。)
- (3) 履 行 場 所 岐阜市芥見6丁目368番地 岐阜市東部クリーンセンター
- (4) 契 約 予 定 日 令和3年4月1日
- (5) 履 行 期 間 令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで
- (6) 契 約 の 種 類 単価契約
- (7) 概 要 岐阜市東部クリーンセンターで発電する電力のうち自家消費分を除いた余剰電力の売払いについて(5)の履行期間における単価契約の締結

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第18条第1項の規定により物件の製造、買入れその他の契約に係る岐阜市競争入札参加資格審査をこの公告をした日の1か月前までに受けた者で、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付期間の最終日から本契約の締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を申請書の受付期間の最終日から本契約の締結日までの間に受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更正法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 1(3)の履行場所を含む区域における電力の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業を営むことについての登録をこの公告をした日の1か月前までに受けた者であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）における資本金の額が、2,000万円以上であること。

### 3 入札保証金及び契約保証金 免除とする。

### 4 予定価格

129,618,500円（消費税相当額を含む。）

## 5 申請書等の受付場所及び連絡先（担当部局）

- (1) 部 局 名 称 環境部 東部クリーンセンター
- (2) 電 話 番 号 (058) 243-1151  
F A X 番 号 (058) 244-0074
- (3) メールアドレス [t-clean@city.gifu.gifu.jp](mailto:t-clean@city.gifu.gifu.jp)
- (4) 住 所 〒501-3134 岐阜市芥見6丁目368番地  
岐阜市東部クリーンセンター

## 6 入札参加資格に関する手続

### (1) 入札参加資格確認申請書の提出

本件一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書提出要領に従い、申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請期間 令和2年12月7日（月）から同年12月16日（水）まで

イ 申請場所 5の担当部局

ウ 申請方法 持参又は郵送による（F A X又は電子メールでは受け付けない）。

### (2) 入札参加資格の確認結果

令和2年12月16日（水）午後4時までに、F A X又は電子メールにより通知する。この通知期限までに通知がない場合は、5の担当部局に連絡し確認すること。

なお、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を入札参加資格証明書とみなすので、入札会場に入場するときは、これを職員に提示すること。

## 7 質疑応答

(1) 本件一般競争入札に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で提出することができる。

ア 提出期間 令和2年12月7日（月）から同年12月16日（水）まで

イ 提出場所 5の担当部局

ウ 提出方法 持参又は郵送による（F A X又は電子メールでは受け付けない）。

(2) 質疑に対する回答は、令和2年12月18日（金）午後4時までにF A X又は電子メールにより行うものとする。

## 8 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年12月25日（金） 午後2時から

(2) 場所 岐阜市神田町1丁目11番地 岐阜市役所南庁舎2階 環境部会議室

## 9 入札方法

- (1) 入札参加者が代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。
- (3) 入札は、入札日に入札書等を持参し投函するか、入札書等を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行うものとする。

ア 入札者は、入札書等を封筒に入れ密封の上、封皮に入札参加者名を記入し、提出すること。

イ 郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮に入札参加者名を記入し、外封筒の封皮には、「入札書在中」と朱書きすること。また、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を同封すること。

ウ 郵便入札により入札を行う場合は、令和2年12月24日（木）午後4時まで（必着）に5の担当部局宛てに郵送すること。

### (4) 入札書の記入方法

ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、入札者が見積もった単価と本市が示す予定売払電力量に従って計算した総額により行うものとする。

ウ 入札書には、入札金額の算出内容が確認できるように、入札書の別紙として積算内訳書を添付すること。なお、積算内訳書は、入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正し、又は改ざんした入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 金額、名称その他入札に必要な要件を欠き、又はこれを確認し難い入札

- キ 法律等に反する不正行為があると認められる入札
- ク 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とする。

(7) その他

- ア FAX又は電子メールによる入札書の提出は、認めない。
- イ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ウ 入札書は、あらかじめ担当者が指示したものとする。
- エ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- オ 本件入札に関し、定めがない事項は、関係法令、岐阜市契約規則その他関係書類の定めるところによる。
- カ 落札者は、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、その旨届出を行わなければならない。
- キ 入札結果（入札参加者名及び入札価格）は、原則、入札執行日の2日後（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日を除く。）に市のホームページで公表する。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、最高の金額をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 その他

- (1) 本件入札における落札決定の効果の発生は、本件一般競争入札に係る令和3年度予算の成立を要件とする。
- (2) 令和3年度の歳入歳出予算が議決されなかったときは、売払手続を中止すること

がある。

- (3) 入札会場に移動通信端末等の通信機器を持ち込まないこと。
- (4) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。